

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合について

- ・ 日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止、統合等について（平成 13 年 12 月 19 日原子力委員会見解）【1 頁】
- ・ 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての基本的な考え方（平成 14 年 4 月 2 日原子力委員会決定）【2～7 頁】

原子力二法人統合準備会議資料（平成 14 年 8 月 5 日）

- ・ 我が国の原子力の研究開発の新たな発展に向けて（原子力二法人統合準備会議からのメッセージ）【8～9 頁】
- ・ 原子力二法人の統合に関する基本報告の要旨【10～13 頁】
- ・ 基本報告とりまとめ以降の検討方法等について【14 頁】

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止、統合等について

平成 13 年 12 月 19 日

原 子 力 委 員 会

当委員会は、本日、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の両法人を廃止・統合し、新たに独立行政法人を設置することとされた、との報告を受けました。

当委員会は、我が国の今後の原子力研究開発の重要性に鑑み、これまでも、特殊法人改革について注視してきましたが、今般、決定された両法人の廃止、統合等については、その具体化が今後の検討に委ねられていることから、現時点において、今後の検討に対する姿勢を明らかにすることとしました。

両法人は、原子力基本法に位置付けられた研究開発機関であり、日本原子力研究所は、基礎・基盤研究を総合的に進める一方、核燃料サイクル開発機構は、核燃料サイクル技術の実用化を目指した研究開発に取り組んできており、ともに我が国の原子力研究開発の中核機関と位置付けられております。

当然のことながら、我が国の原子力の研究開発利用の基本方針として原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（平成 12 年 11 月 24 日）」（以下、「長期計画」という。）を進めていく上でも、両法人は特に重要な役割を担っています。

長期計画の実施に当たって、原子力の研究開発を積極的に進めることの必要性和重要性に鑑み、両法人が統合され、新たに設置される独立行政法人は、これまで両法人が担ってきた役割を一層効果的・効率的に実施し、原子力の総合的な研究開発を推進する必要があります。

原子力の平和利用を基本として、長期計画の推進に責任を担う当委員会としては、両法人を統合し、新独立行政法人を設置するに当たって、新法人の原子力施設の安全が確保され、立地地域の理解と協力を得つつ、原子力科学技術や核燃料サイクル技術などの研究開発体制が確立されるよう、今後、関係者、関係省庁などの意見を聞きつつ、国民の視点による議論を踏まえ、新法人のあり方について、積極的に意見を述べて参ります。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と
独立行政法人化に向けての基本的な考え方

平成14年4月2日
原子力委員会決定

日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構は、昭和30年に制定された原子力基本法にその根拠を有する組織であり、これまで累次にわたる「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下、「原子力長期計画」という。）の下で、我が国の原子力研究開発における中核的な役割を担ってきた特殊法人である。

昨年12月19日に、中央省庁等改革に続く行政改革の一環として、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、その中で、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構について、その廃止・統合及び独立行政法人化（以下「統合」という。）が決められた。

原子力委員会としては、この旨の報告を受け、統合後の新法人が、今後の我が国の原子力研究開発においても、引き続き中核的な役割を果たすことを期待する旨表明すると同時に、新法人のあり方について、積極的に意見を述べていくとの意向を明らかにした。

その後、原子力委員の間において議論を重ねるとともに、5回にわたり、原子力委員会参与から意見を聴取した上で、今般、両法人の統合に向けての基本的な考え方をとりまとめることとした。

今回の「基本的な考え方」は、特に原子力研究開発における両法人の重要性に鑑み、原子力委員会としての基本的な考え方をとりまとめたものであり、今後の関係行政機関を始めとする関係者による検討が、これに沿って行われることを強く希望するものである。

両法人の統合については、上記閣議決定により、平成16年度中に関連法案を提出することとされており、それまでの間関係者による詳細な検討が行われることとなるが、その進捗状況を踏まえながら、今後とも、適時適切かつ臨機応変に、原子力委員会としての考え方を提示することが必要であると考えており、引き続き、積極的に両法人の統合に向けて取り組んでいきたい。

1. 基本的な認識

- (1) 今後、我が国が科学技術創造立国を目指していく中で、原子力科学技術の重要性は増しこそすれ、いささかも減じるものではない。また、我が国のエネルギー供給構造が依然脆弱な一方、地球温暖化問題が日々深刻化する状況の下においては、原子力の研究開発利用のより一層効果的な推進が求められているものと考えている。

したがって、まず何よりも、引き続き、我が国の原子力研究開発利用の枠組みを定めた原子力長期計画（現行計画 平成12年11月24日原子力委員会決定。同28日閣議報告）の着実な推進を図っていくことが重要であり、同計画の下で中心的な役割を担ってきた両法人が、統合後も引き続き、同計画に沿って、我が国の原子力研究開発において中心的な役割を担っていくことが是非とも必要である。

- (2) 特に、統合後の新法人は、国が行うべき「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までを全て包含する、まさしく我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関と位置付けられるものである。

したがって、今回の統合が積極的な効果をもたらし、我が国の原子力研究開発の一層の発展に資するよう、「基礎・基盤的な研究開発」や「プロジェクト型研究開発」など、各々の研究開発の性質に応じて、適切な組織構成や運営が行われることが不可欠であるが、それにとどまらず、「先進性、一体性及び総合性」を備えた研究開発機関として、その役割を果たすことが強く求められる。

なお、その際、特殊法人改革の趣旨を踏まえて、業務の重点化・効率化を併せて図っていくことが重要であることは、言うまでもない。

2. 新法人に求められるもの

- (1) 横断的課題

① 組織運営

新法人は、「基礎・基盤的な研究開発」から「プロジェクト型研究開発」までの部門から構成されることとなるが、原子力科学技術の発展と、我が国のエネルギーセキュリティの確保といった政策上の観点に立てば、まず安全確保を大前提として、全体のバランスのとれた運営が図られることが必要である。

もとより両部門は、「基礎・基盤的な研究開発」では研究者の個性と自由な発想を尊重することが要請され、組織のフラット化が有益である一方、「プロジェクト型研究開発」ではプロジェクトの目的の明確化とそれに沿った研究開発の実施が必要であるなど、研究開発の性質が大きく異なるため、具体的に組織や

人事、また運営管理手法を検討する際には、その点について留意することが必要である。

他方で、今般の統合を我が国の原子力研究開発の一層の発展のための重要な契機とするためには、新法人を単に両部門が併存するだけの組織とするのではなく、組織全体の活性化に努めつつ、シナジー効果の発揮される組織とすることが強く求められる。

そのためには、内部の研究開発組織を硬直化させることなく、新法人内部での交流を活発化させるなど、言わば「組織横断的なマネジメント」を追求していくことが期待される。

また、併せて、両部門を含め、新法人全体の適切な運営に要する資金の確保がなされるべきであり、原子力委員会としても、関係府省を始めとする関係者とともに、これまで以上に努力していきたい。

② 研究評価の充実

原子力研究開発の重要性については、既に述べたとおりであるが、その重点化・効率化が重要であることも論をまたないところであり、その意味で、他の科学技術同様、新法人においても、①で述べたような研究開発の性質の多様性に着目しながら、これまで以上に厳正な研究評価が行われるよう、評価制度の充実を図っていくことが必要である。

③ 透明性の一層の向上

原子力研究開発を円滑に推進していくために、国民から幅広い支持を得るとともに、立地地域の理解と協力が不可欠であることは、あらためて言うまでもないところである。

したがって、新法人は、これまで以上に透明性の向上を図る観点から、これまでに実施してきた情報公開や外部評価の一層の充実、立地地域への理解促進活動に努めることが必要である。

④ 安全確保への貢献

今般統合される両法人については、これまでの長年にわたる研究の実施を通じて、先進的な研究開発の一部としての安全研究、安全確保のための科学的・技術的基盤の構築を含む、安全規制・防災対策への支援につながる安全研究の両面において、相当の貢献を行ってきた。

したがって、統合後の新法人が、引き続き、客観性・透明性を堅持しつつ、こうした役割を担っていくことが、安全確保を大前提とした、我が国における原子力研究開発利用の一層の発展のためには必要不可欠である。

⑤ 産学官の連携強化

近年、経済のグローバル化などにより、国際的競争が激化する中、科学技術における産学官の連携の重要性は、年々高まっている。

そもそも原子力分野は、エネルギー供給にとどまらず、放射線利用なども含む、極めて広がりの大きい分野であり、原子力研究開発においても、産学官の連携強化を図っていくことは、我が国の産業競争力の強化という観点からも、強く求められるところである。

このため、核燃料サイクル分野における民間への技術移転はもちろんのこと、原子力研究開発全体において産学官の連携強化を図る中で、新法人がその重要な一翼を担うことが必要である。

原子力科学技術の発展には、広汎な基礎科学的基盤を有する大学との連携が不可欠であることは言うまでもないことであり、それにより、新法人における革新的な研究開発の発展が期待される。

また、産学官の連携強化を図るに当たって、円滑な技術移転や研究開発成果の迅速な産業化は、人材の移動が円滑に行われるか否かに左右されるケースが多いことを踏まえ、今後の検討において、人材の流動化に配慮することが望まれる。

⑥ 大学との人材育成面での連携強化

今後の原子力研究開発の発展のみならず、我が国における原子力の一層効果的な推進にとって、専門的な人材の育成は極めて重要な課題であり、統合後は我が国唯一の中核的な原子力研究開発機関となる新法人に対しては、こうした面での役割も強く期待されるところである。

こうした観点から、人材育成面においても、大学との連携強化が最も重要な課題の一つであり、特に近年、大学教育における施設や設備の取扱いの機会の減少が指摘されていることを踏まえ、専門的な人材の養成において、新法人の施設・設備の活用を図ることも有益であると考えられる。

⑦ 国際協力・核不拡散への貢献

これまで長年にわたり一貫して原子力研究開発に取り組み、いわば「原子力先進国」の地位を占める我が国としては、原子力分野における国際協力、特に今後エネルギー需要の高い伸びが見込まれるとともに、放射線利用の拡大が予想されるアジア地域において、専門的な人材の育成を含む協力を進めることが極めて重要である。

統合後は世界で屈指の規模を有する原子力研究開発機関となる新法人が、研

究員の受入れ、要員教育、各種技術協力の面で、統合を契機として、より開かれた運用を図っていくことが肝要である。

また、核燃料サイクルについて豊富な研究実績を有する機関として、国際的に主導的役割を発揮することが重要であることは言うまでもない。

我が国は、これまで一貫して原子力を平和利用に限ることを国是としてきており、原子力研究開発を進めるに当たっても、常に平和利用を念頭に置いて実施してきたところである。

新法人についても、そうした面での蓄積を有することを踏まえ、これまで以上にプルトニウム管理等の核不拡散に対する研究開発面での貢献を行い、二国間、I A E Aを始めとする多国間ベースで、我が国が期待される国際的な付託に応えていくことが期待される。

⑧ 廃棄物処理・処分方策の確立

新法人が、将来に向けて、原子力研究開発を推進していくためには、放射性廃棄物の処理・処分や廃止措置が、新法人の運営に過度の負担とならないことが必要不可欠である。

こうした課題については、既に関係行政機関を始めとする関係者によって検討が進められているところであるが、この解決を新法人のみに委ねることのないよう、引き続き国が責任を持って検討を行い、その方策の確立を目指していくことが必要である。

(2) 個別的分野における課題

① 核分裂分野（核燃料サイクルを含む）

核分裂分野は、今回の統合による積極的効果が最も期待される分野であり、両法人のこれまでの研究成果を生かし、将来に向けた革新的原子力技術の研究開発などを積極的に実施していくべきである。

核燃料サイクルについては、我が国にとっての重要性に鑑み、核燃料サイクルの完結及びその高度化のため、高速増殖炉及び関連する燃料サイクル技術、軽水炉使用済燃料の再処理技術の高度化、高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術の研究開発について、現行原子力長期計画の方向性を踏まえ、引き続き積極的に実施していくべきである。

② 核融合分野

国際熱核融合実験炉（ITER）計画の進捗を踏まえ、我が国が果たすべき役割の中での新法人の役割を検討し、相応しい体制を構築していくべきである。

③ 加速器分野

加速器装置自体は、様々な科学技術分野の原理原則を解明するための手段であり、また、物質の創製、構造解明などの幅広い研究分野の基盤を成す技術である。

新法人は、放射線研究の蓄積など、原子力の中核的研究開発機関としての役割を十分に認識し、加速器開発を実施している諸機関との間の役割分担を踏まえながら、我が国全体における加速器開発の総合化・効率化を図る中での重要な役割を担うことが期待される。

④ 放射線利用分野

放射線利用分野においても、将来にわたる我が国の産業創生の一つの柱として、産業界との連携が期待されるとともに、多岐にわたる分野での利用の普及を図る上での新法人の役割を検討していく必要がある。

我が国の原子力の研究開発の新たな発展に向けて
(原子力二法人統合準備会議からのメッセージ)

平成14年8月5日

原子力二法人統合準備会議は、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構（以下「原子力二法人」といいます。）の統合について議論を重ねてきました。そして、本日、ここに「原子力二法人に統合に関する基本報告」を決定するに当たり、この会議に委員として参加した私たちの基本的な考え方を併せて明らかにしたいと思えます。

この検討に当たって、私たちは、まず、原子力の研究、開発及び利用が、国家戦略において、どのように位置付けられているのかを考えました。

現在でも資源の大半を海外に依存する我が国にとって、資源の有効利用とエネルギーの安定的確保は、国の重要な戦略課題です。さらに、地球環境を保全する観点から温暖化ガスの排出量の抑制が国家的責務になっている現在、エネルギー源を化石燃料から原子力エネルギーを始めとする非化石エネルギー源に転換することは国の急務となっています。また、放射線の利用も、医療、工業を始め、国民生活の密接に結びついていることを忘れてはなりません。

しかし、一方で、度重なる原子力事故等の結果、国民の原子力に対する信頼感、期待感は揺らいでいます。

このような原子力を取り巻く状況を踏まえ、私たちは、原子力の研究、開発及び利用の推進が我が国にとって極めて重要な国家的課題であるとの基本認識に立って、今回の原子力二法人の統合を国民の原子力に対する信頼を回復し、原子力の研究、開発及び利用を国民の理解と支持を得て推進する契機にしなければならないとの決意で議論に臨んできました。

その結果、何よりも、原子力基本法に立脚し原子力の平和利用に徹すること、安全確保に万全を期すことが、国民と国際社会の支持と理解を得て原子力の研究、開発及び利用を推進するための必要不可欠の基礎であることを認識しなければならないと考えます。

その上で、新法人は、原子力の研究開発を通じて、エネルギー・セキュリティの安定的確保や科学技術の水準の向上といった国家的戦略課題の達成に不可欠な存在とならねばなりません。また、国際的にも、核不拡散の強化など原子力の平和利用に徹した国際貢献を進めることが重要です。

したがって、原子力二法人の統合は、行政改革の一環として実施されるものでは

ありますが、その次元にとどまらず、国民と世界の人々の利益を実現する上で欠くことのできない中核的研究開発機関を戦略的に創設するものでなければなりません。

そのため、国及び原子力二法人を始めとする関係者は、我が国の将来にとって原子力が重要な位置を占めることをしっかりと認識しつつ、それぞれが果たすべき役割とその責任の重さを自覚し、原子力の研究、開発及び利用の着実な推進について、国民的合意を確かなものとするべく、あらゆる努力を惜しまぬことが必要です。

そして、このことが、我が国の原子力の研究開発の新たな発展につながることを強く期待します。

原子力二法人統合準備会議の
原子力二法人の統合に関する基本報告（案）の要旨

＜検討の経緯＞

特殊法人等整理合理化計画の閣議決定と文部科学省における原子力二法人統合準備会議（以下「本会議」という。）の開催。

1. 基本認識

我が国が、資源の有効利用、エネルギーの安定供給の確保及び地球環境の保全に取り組むためには、非化石エネルギーである原子力の研究、開発及び利用の推進が不可欠である。

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構（以下「原子力二法人」という。）は、研究開発により原子力の発展に寄与したが、その事業の非効率性、硬直性や費用増大について国民の批判を受けている。

さらに、度重なる原子力事故は、国民の原子力に対する支持基盤を振るがした。

本会議は、このような状況を直視し、まずは、原子力の研究、開発及び利用の政策的必要性を明確にしたい。その際、国是である原子力の平和利用に徹すること及び安全確保に万全を期すことが、国民及び国際社会の支持を得て研究、開発及び利用を推進する基礎であることを確認する。

その上で、本会議は、今回の統合を原子力に対する信頼回復の転換点として、また、研究開発の再活性化及び新たな発展の機会として捉え、原子力二法人の事業の連携・融合・統合や一層の効率化、既存事業の整理合理化や研究資源の有効活用の推進等を期待する。

2. 新法人設立の基本理念

- (1) 新法人は、我が国の原子力研究開発の中核的拠点 (Center of Excellence) たる総合的研究開発機関としての地位を確立するため、以下を中心に取組を実施する。

- ① 原子力の基礎・基盤研究等
- ② 核燃料サイクルの確立を目指した原子力エネルギー研究開発

③ 基盤的原子力施設の整備、共用促進及び原子力人材育成への貢献

これにより、国内の原子力に係る諸活動を支え、その発展に貢献し、国際的には、原子力の平和利用の高度化に技術面から貢献する。

- (2) 原子力安全研究を着実に推進し、安全規制や防災対策を支援する。
- (3) 行政改革の観点を踏まえ、事業の見直しや両法人の重複部分のスリム化、人材の再配置及び予算の重点配分等の整理合理化を、国民に理解される目に見える形で行う。そして、このような事業の選択と資源の集中により活力ある事業展開を実現する。
- (4) 効率的・効果的な経営・業務運営体制の構築により、迅速な意思決定システムを確立し、経済社会の動向に応じた時宜を得た活動を展開する。
- (5) 安全確保を徹底するとともに、責任体制の明確化、情報公開等により立地地域との共生を図る。

3. 新法人に求められる役割

以下の事項を新法人の主要なミッションとして明確に位置付ける。

- (1) 基礎・基礎研究の総合的な推進及び新法人の業務としてふさわしい範囲での放射線利用研究の推進
- (2) 産業界との密接な連携・協力の下、高速増殖炉等の実用化を目指しつつ核燃料サイクルの確立を目指した研究開発を実施すること
- (3) 原子力安全研究の実施による原子力安全委員会や関係府省の支援、国や地方公共団体の緊急時対応等への技術的支援及び原子力安全に係る人材育成への貢献
- (4) 産学との連携・協力の推進及び原子力研究開発基盤の確立
 - ① 大学との適切な役割分担の下、基礎的研究、人材育成に対する支援による連携・協力を充実・強化すること
 - ② 核燃料サイクル分野を中心に産業界に対し研究開発成果及び人材の移転を推進するとともに、基礎・基盤研究、放射線利用研究においても産業界との連携・協力を推進すること
 - ③ 我が国の原子力研究開発の基盤として必要不可欠な施設及び設備を整備し、大学、産業界等の積極的に開放し、その共用を促進すること
- (5) 国際的な原子力の平和利用の高度化及び核不拡散の強化に技術的観点から

貢献すること。具体的には、解体核の余剰プルトニウムの平和利用への貢献、研究開発協力の推進、アジア地域での原子力人材育成の支援等。

4. 新法人に求められる組織・運営の在り方

(1) 独立行政法人制度の趣旨を踏まえた組織・運営体制の確立

- ① 業務運営における法人の自主性及び自立性の最大限の確保
- ② 情報公開及び情報提供により活動状況が絶えず国民の目に見える透明な組織体制
- ③ 独立行政法人評価委員会による業務運営についての定期的評価
- ④ 独立行政法人会計基準等に基づく適切かつ公正な財務会計

(2) 経営の基本的考え方

- ① 異なる経営・業務運営を必要とする複数の事業を円滑に実施しつつ、統合の相乗効果を発揮するため、協力的リーダーシップの下、明確な目標設定、業務遂行方法の明確化及び柔軟性の確保、迅速な意思決定と行動、現場の裁量権の確立などにより法人全体の経営の統一性、一体性を確保。
- ② 業務運営の透明性を確保するとともに、費用対効果等について法人全体から事業単位に至る重層的な評価の実施が不可欠。また、大学、産業界等第三者の意見を適切に経営に反映。

(3) 業務運営の在り方

- ① 競争的な研究開発や人事システムの構築。大学をはじめとする外部との積極的な人事交流等による人材の流動性の向上及び柔軟化。
- ② 原子力安全研究の実施に当たっては、原子力安全確保におけるこれまでの日本原子力研究所の特別な役割を踏まえ、「透明性」、「中立性」、「独立性」の確保に配慮。
- ③ 国際対応、広報等の業務運営について、原子力技術の専門家だけではなく人文社会科学系を含む広範な分野の専門家等との連携及びこうした専門家等の参画が可能な体制の構築。
- ④ 我が国の原子力研究開発の基盤となる新法人の施設について外部利用者の要望を適切に反映した共用体制を確立。
- ⑤ 保有する原子力施設・核物質等に関する厳格な安全確保の徹底と核物質防護体制の確立・維持。

- ⑥ 責任体制を対外的に明確化し、安全確保、情報公開及び公表の徹底等により立地地域の信頼を確保。さらに、立地地域の科学技術の振興や経済社会の発展を人的・技術的に支援。

(4) 経営基盤の確立

- ① 減資により累積欠損金問題の適切な処理を図るなど、独立行政法人発足前に、健全な運営を確保し得る財務体制と財務基盤を確立するために必要な措置を国において講ずる。
- ② 新法人は、原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分について、長期的観点から計画的かつ安全に実施することが必要。原子力二法人においては、新法人設立前に、そのコスト、スケジュール等を可能な限り明確化し、研究開発事業を着実に推進しながらこれらの容易でない業務を実施するための業務運営の枠組みを具体化することが必要。これに併せて、国においても、新法人の財源確保方策等必要な事項の検討を進める。また、文部科学省で検討が進められている RI・研究所等廃棄物の処分事業の在り方の検討の推移を注視しつつ検討を深める。

5. 原子力二法人統合準備会議の今後の検討事項

- (1) 個別事業ごとの実績及び評価を踏まえ、見直すべき事業内容を明確にした上で、業務の効率化、重点化、整理合理化の実施。特に核融合分野において、ITER 計画の進捗等を踏まえつつ、新法人の果たすべき役割を検討。
- (2) 現在の二法人の個別事業の見直しを踏まえて、各研究所・事業所のミッションを明確化し、その再編や人員の再配置を含めて、最適な資源配分を実現する組織体制の構築。
- (3) 新法人の組織運営における、迅速な意思決定のシステム、各事業の有機的連携、効率的・効果的な経営・業務運営の在り方の具体化。

これらを踏まえ、原子力二法人に統合が相乗効果をもたらし、我が国の原子力研究開発の新たな発展をもたらすことを期待する。また、原子力二法人においては、新法人の設立を待たず、現行の事業の整理合理化、大幅な人事交流等により統合を実質的に先取りすることも期待する。

基本報告とりまとめ以降の検討方法等について
(案)

平成 14 年 8 月 5 日

1. 原子力二法人統合準備会議の構成

基本報告とりまとめ後は、二法人の理事長、原子力関係者及び有識者若干名程度を構成員に加え、拡大。

2. 今後の検討の進め方

- 個別事業の評価・見直し等の「今後の検討事項」を中心として検討課題については、個別事業の内容に関する詳細な検討が必要なので、「原子力二法人統合準備会議」の委員が、二法人の関係者、外部の有識者等の協力を得つつ、論点の整理、資料の作成等を行う。
- 「原子力二法人統合準備会議」は、作成された資料等を基にして、検討を行う。

3. 今後のスケジュール

- 今回とりまとめた基本報告は、平成 14 年 8 月から 9 月にかけて、文部科学省のホームページ等において公開し、最終報告書の検討に反映させるべく、広く国民からの意見を募集する。
- 第 10 回（再開第 1 回）の「原子力二法人統合準備会議」の開催は 9 月下旬とし、今後の検討の考え方等についての確認を行う。
- その後、上記作業の進捗を踏まえて適宜開催し、平成 15 年春を目途に最終報告書を取りまとめる。